

第25回 定例総会議事録

1. 日 時	令和8年4月10日（金）午後4時招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行 5番 秋吉 和行      6番 齊木 清範      7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一      10番 釘宮 修一 11番 堀 誠      12番 森崎 智徳      13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
1名	4番 齊藤 耕一
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第25回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第25回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

議長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に6番齊木委員さん、13番黒木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から北西へ約2.1kmの距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.6haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.1kmの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地のうち1筆ではシソ、オクラ、1筆では水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥</p>

議長	<p>機、糶摺機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約80a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から西へ約620m の距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトウモロコシを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、マルチャー、ハンマナイフモアを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約28a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南支所から南東へ約320m の距離に点在した農地であり、</p>

<p>議長</p>	<p>現地は耕起されていまして。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ナスを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各2台所有、マルチ張り機、管理機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、次の4ページ 1番は、関連する20ページ 第3号議案 非農地証明願 2番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>20ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち2筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議させていただきます。</p> <p>20ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1965年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から西へ約540mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、20ページ 2番について採決します。</p> <p>20ページ 2番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、20ページ 2番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、4ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、神崎小中学校から北西へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてオリーブ、イチジクを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約61aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、神崎小中学校から北西へ約850mの距離に位置した農地であり、現地はミカン、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営</p>

議長	<p>農計画です。譲受人は、申請地においてハッサク、カキを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機、噴霧器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約14a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の5ページ 3番は、関連する20ページ 第3号議案 非農地証明願 1番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>20ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者から3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1965年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から西へ約460m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、20ページ 1番について採決します。</p> <p>20ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、20ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、5ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎小中学校から北西へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を8台、噴霧器を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は86aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はフキ、タマネギが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてトマトを栽培予</p>

<p>議長</p>	<p>定です。農機具は耕うん機、草刈機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾駅から南へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.9ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北西へ約130mの距離に位置した農地で</p>

<p>議長</p>	<p>あり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、不動産の売買等を行う法人が貸駐車場及び貸建設重機置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ8ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、佐賀県市民センターから南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、活魚の畜養及び販売業等を行う法人が、駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、佐賀県地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北東へ約130mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成及び作成要請のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>9ページ 1番です。こちらは農地売買支援事業に該当します。農地売買支援事業とは、中間管理機構が売り手から農地を一旦買い上げたのち、買い手に売買するものになります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から約100m~170mの距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業の特例事業である農地売買支援事業の実施により、農地中間管理機構が農地を取得したものを所有権移転します。譲受人は認定農業者で、申請地において水稻、麦、野菜を栽培予定です。なお、所有権移転後の経営面積は約7.3ha となります。</p> <p>10ページから11ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地の3筆は腰丈程度の雑草が生え、その他は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6.9ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、餅田地区、中島地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定で</p>

議長	<p>す。なお、契約成立後の経営面積は約1.3ha となります。</p> <p>12ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下小野鶴地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.8ha となります。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の12ページ 4番については、私に関する案件になりますので、一旦退室します。議事の進行につきましては、齊藤副会長が欠席のため秋吉委員さんをお願いします。</p> <p>(会長退室)</p> <p>(秋吉委員に交代)</p>
5番秋吉委員	<p>では、12ページ 4番について事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>12ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下小野鶴地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
5番秋吉委員	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

5番秋吉委員	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、12ページ 4番について採決します。</p> <p>12ページ 4番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
5番秋吉委員	<p>全員賛成ですので、12ページ 4番は承認します。</p> <p>では、議事の進行について、会長に交代します。会長は着席をお願いします。</p> <p>(会長着席)</p>
議長	<p>次の、13ページ 5番からの報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>13ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下小野鶴地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。</p> <p>14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は腰丈程度の雑草が生えていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約31a となります。</p>

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.6ha となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約58a となります。

15ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理、1筆は露地野菜が栽培され、1筆は腰丈程度の雑草が生えていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。

15ページから16ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、二目川地区、下組地区に位置した農地であり、現地の4筆は稲刈り後の状態、4筆は竹、カンネカヅラが繁茂、2筆は腰から肩丈程度の雑草が生え、3筆は保全管理、その他は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.8ha となります。

17ページ 1番です。こちらからは配分替になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地

	<p>は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.4ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培する新規参入法人で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約29a となります。</p> <p>各地区審議会でも審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した12ページ 4番を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

す。

申請内容は2006年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約120mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2006年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ約130mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1981年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から南へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されており、面積が小さいことから農地として復元しても利用できないと見込まれました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1989年頃から店舗及び駐車場として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は店舗及び駐車場として利用されていました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2006年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約4.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は2006年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から南西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

議長	<p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した20ページ 1番と2番を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、22ページ 第4号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>22ページ 1番です。被相続人がお亡くなりになり、相続したご家族の方から、相続した農地について納税猶予の適格者であることの証明願がでています。申請地は、特例を受ける農地の表示の通りです。現地調査報告です。現地は水稻が栽培されていました。</p> <p>23ページ 2番です。被相続人がお亡くなりになり、相続したご家族の方から、相続した農地について納税猶予の適格者であることの証明願がでています。申請地は、特例を受ける農地の表示の通りです。現地調査報告です。現地は水稻が栽培されており、一部は畑で栗の木が植えられていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて納税猶予の特例措置について適格者であることの証明は相当であるとの意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、証明を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次は、24ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>24ページから27ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で9件出ています。</p> <p>28ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で4件出ています。</p> <p>29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で29件出ています。</p> <p>33ページから34ページです。農地法第5条第1項第6号一時転用の届出で、市街化区域内農地で一時転用するという届出が、合計で2件出ています。</p> <p>最後は、35ページから36ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で5件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第25回定例総会を閉会します。